

令和5年5月12日（金）

埼玉県立大学 2023年度 地域包括ケア推進セミナー  
「地域の社会資源を知ろう（第2回）」

## 「相談支援の現状と

## 埼玉県相談支援専門員協会の取り組み」

特定非営利活動法人

埼玉県相談支援専門員協会（SSA）

代表理事 梅田 耕



## 特定非営利活動法人埼玉県相談支援専門員協会とは

2006年に設立

埼玉県内の障害者相談支援に携わる者の組織化をすすめ、研修や調査などを行い、その資質の向上を図る。また、行政と民間、様々な職種や事業所、地域住民等との協働体制の構築により、障害者の地域生活の向上に寄与することを目的としています。

職能団体

自己研鑽

体制整備

ネットワーク

全国組織として日本相談支援専門員協会

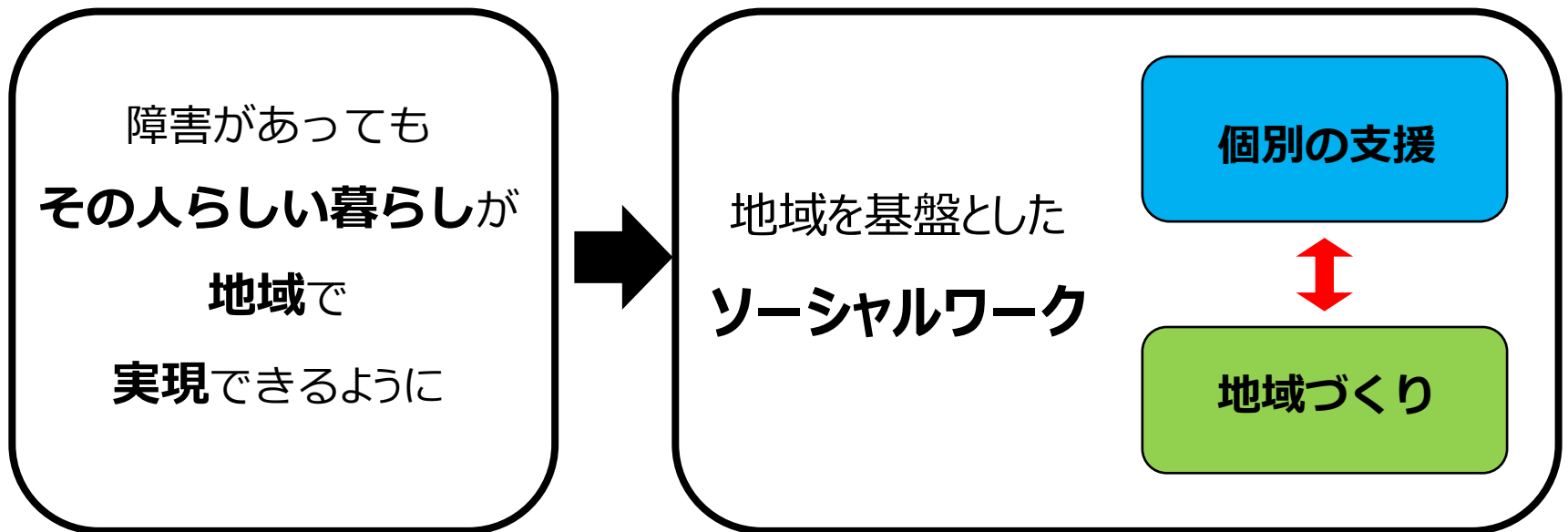
主な事業

### ・自主企画の研修

基礎研修、フォローアップ研修、介護支援専門員協会連携研修

### ・県からの委託事業

障害者地域支援体制整備事業、専門コース別研修（S V養成,障害児相談,地域相談支援,ピアサポーター養成）



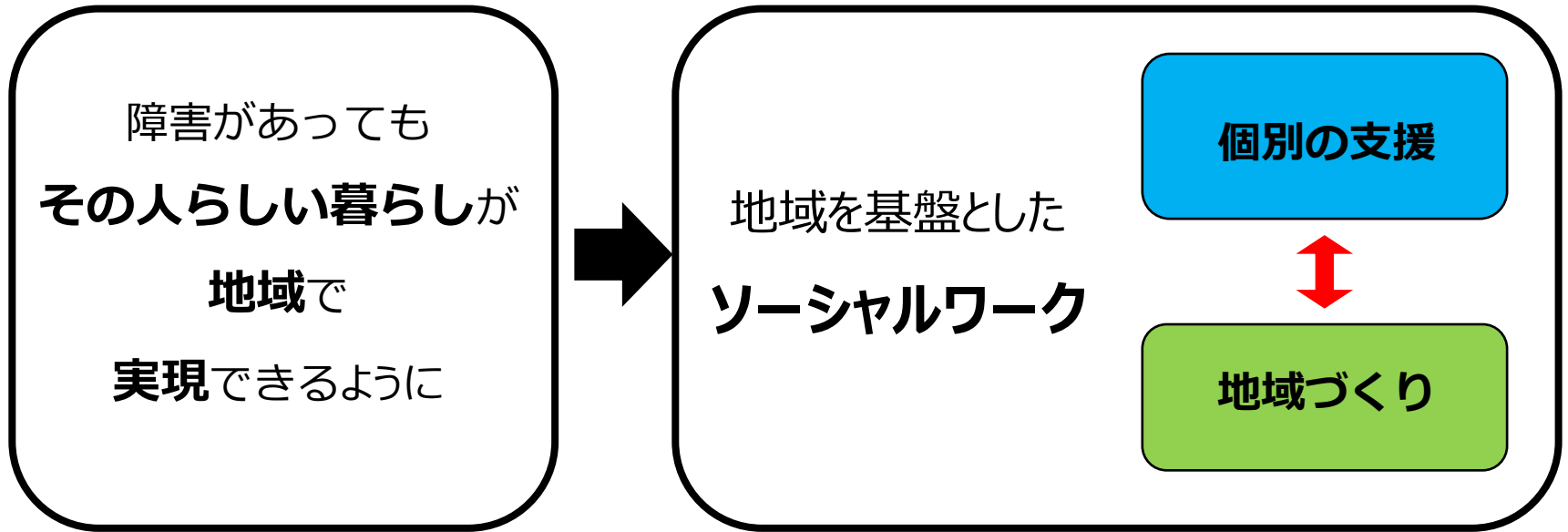
## 「個別の支援」と「地域づくり」双方向の矢印

地域を基盤としたソーシャルワークとは、ジェネラリスト・ソーシャルワークを基礎理論として、地域で展開する総合相談を実践概念とする個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助を一体的に推進することを基調とした実践理論の体系である。

(岩間伸之)

# 相談支援専門員の役割・ミッション

R1埼玉県相談支援従事者  
初任者研修資料より



話をよく聞き、関係をつくり  
(面接技法)

本人の思いやニーズを中心に  
(本人主体)

障害のある人の権利を守り  
(権利擁護)

必要な情報を集めて分析し  
(アセスメント)

地域のあらゆる資源を活用して  
(ケアマネジメント)

本人の強みを活かして  
(ストレングス)

サービス等利用計画を作成する  
(計画作成)

平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始 **3障害それぞれ**

- ◆ 身体障害者：市町村障害者生活支援事業（平成8年）
- ◆ 知的障害者：障害児（者）地域療育等拠点施設事業（平成2年）  
→障害児（者）地域療育等支援事業（平成8年）
- ◆ 精神障害者：精神障害者地域生活支援事業（平成8年）

平成15年 障害者支援費支給制度開始

- ◆ **措置から契約へ**

相談支援事業一般財源化

- ◆ 国の補助事業から市町村事業へ

平成18年 障害者自立支援法施行

- ◆ **障害者相談支援事業開始**（相談支援事業が法律に明記）
  - **相談支援専門員の創設**
  - サービス利用計画作成費の創設

平成24年 障害者自立支援法改正

- ◆ 相談支援体系の見直し
  - **特定相談支援**
  - **一般相談支援**
  - **障害児相談支援** の創設

平成27年度より（3年経過措置）、  
障害福祉サービスを利用するにあたって、  
全ての利用者を対象に、  
「**サービス等利用計画**」が必要となる。

# 相談支援（事業）の種別・役割・体制

## 個別の支援

特定

『指定特定相談支援事業所』

個別給付

『指定障害児相談支援事業所』

計画相談（サービス等利用計画の作成、モニタリング）

一般

『指定一般相談支援事業所』

地域相談支援等（地域移行支援・地域定着支援）

委託

『(市町村地域生活支援事業における)相談支援事業』

市町村からの委託 ※市町村直営もあり

行政の窓口（福祉事務所）の役割

福祉サービスの利用援助

社会資源を活用するための支援（助言・指導）など

基幹

『基幹相談支援センター』

総合相談窓口（年齢、障害種別、手帳の有無問わない）

人材育成、自立支援協議会の運営、権利擁護・虐待の防止、

地域の相談機関との連携強化、

地域移行・地域定着の促進の取組、など

地域づくり

# 相談支援（事業）の種別・役割・体制

## 「相談支援は一つではない」

4つの種別・役割 相談支援の役割分担 ※ただし重なる部分が重要

## 「身近な市町村を中心として」

= 市町村（もしくは圏域）単位

## 「地域の状況に応じて柔軟な事業形態をとれる」

= 市町村ごとに違う

よって、

非常にわかりづらい  
部分も

- ・1つの事業所がいくつかの役割を担っていることも多い。
- ・役割を区切ることが難しい（役割分担がうまくいっていない）。
- ・名称がごちゃごちゃ。 など

自分たちの市町村の体制はどうなっているのか

どこに相談すればいいのか、どことつながればいいのか



基幹

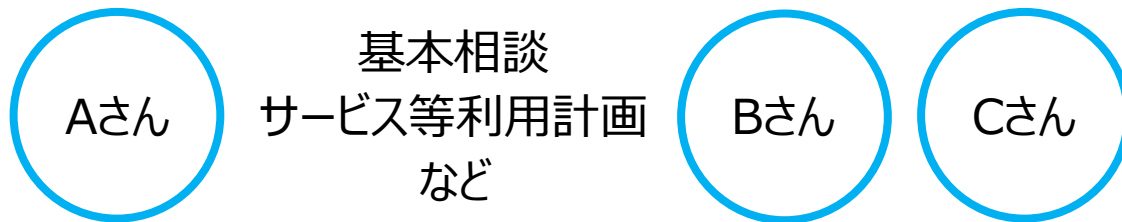
基幹相談支援センター もしくは



埼玉県  
相談支援専門員協会

# 相談支援の流れ 個別の課題から地域の課題へ

## 個別の支援



### 共有する場 相談支援事業所が集まる場

- ・個別のケース（個別の課題）を共有する場  
グループスーパービジョン、事例検討、計画・モニタリングの評価など  
地域での実践の共有、それぞれの課題感の共有  
→**地域課題**の抽出
- ・個別の課題から見えてくる地域課題を共有する場  
課題の集約、整理、振り分け

基幹

### 解決する場 【**自立支援協議会**】

- ・**地域課題**の解決に向けた検討、体制、解決策を考える場  
部会、プロジェクトチーム、連絡会など

地域づくり



# 埼玉県における相談支援従事者の育成体制

法定研修・インターバル実習

## 埼玉県全体

### ① 全体的な人材育成の体系

「埼玉県人材育成ビジョン」

法定研修（新カリキュラム）

キャリアラダー

研修とOJTの両輪

県自立支援協議会

## 各市町村・各圏域

### ② 地域に求められる

### 人材育成体制

チーム体制の構築

OJT・実地教育

スーパービジョン

自立支援協議会

基幹

演習講師 企画・運営



(埼玉県相談支援専門員協会) が

埼玉県の人材養成の中核を担う

# 埼玉県障害者地域支援体制整備事業

課題：地域によってバラバラ、デコボコ

整備されていない 整備されていても機能していない

→ (県の中で) **質の担保**が必要!!

地域の実情に合わせて地域づくりを行う

(県内4つのブロックに分け) 相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域の支援体制の整備、ネットワーク構築に向けた助言・指導調整を行う。

1. 障害者地域支援体制整備事業
2. 地域ネットワーク構築事業
3. 相談支援スキルアップ事業

□ 本事業におけるブロック

埼玉県から



(埼玉県相談支援専門員協会) に委託